

議 事 録

会議名	釧路市障がい者自立支援協議会 第3回雇用就労部会	
事務局	釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター	
開催日時	令和5年1月18日(水)14:00~16:00	
開催場所	Zoomミーティングによるオンライン開催	
出席者	部会員 出席41名 和泉部会長(はしどいワークラボりれいと) 梅野副部会長(音羽協働センター) 原田副部会長(ふれん) 前田(ファームポッケ)上村(あいある)小黒(おにぎり屋ぱぐ)宮田(すまいる946)関谷・若杉・松原・細川・大場・太田・志谷(オフィスきらり)及川・能戸(すてっふ)菅原(社会就労センターらびい)長谷川(はしどいライフラボふるうむ)鈴木(ぱさーじゅ)小柏(あるま緑屋)佐藤(ウェルフェアグループ)小西(サンフラワー)斉藤(イルミ)小形・堀・青山(釧路鶴野支援学校)成田・藤沢・大野・三輪(中標津支援学校)今野(ふるぐれ)田村(あらんじえII)竹谷(あらんじえ)宮越・中村・工藤・新保・山形・高谷・酒井(ふれん) 議事録：町田(VIVIANA) (敬称略)	
	その他	なし
	傍聴者	なし
	事務局	出席4名 障がい福祉課：辻野・船坂・小林 釧路市障がい者基幹相談支援センター：近藤 (敬称略)
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 雇用就労部会長 和泉 宣也 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講義(ビデオ視聴) 「障害者総合支援法等の改案について」 講師：厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐 日高幸哉氏 (2) グループワーク 4. 閉会 	

議 事 内 容

1 開会

2 挨拶

雇用就労部会会長 和泉 宣也

3 議事

(1) 講義

「障害者総合支援法等の改案について」

講師：厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 日高幸哉氏

○部会長より

改案についてのポイント

1 地域生活の支援体制の充実

一人暮らしを望む GH 利用者に対する支援や退居後の相談を行なう支援が、改正総合支援法の中で明文化。就労を支えるには、生活支援・生活の安定が欠かせない。就労系事業に関わる者にとって、非常に気になるところ。

2 就労選択

就労を望む障害者に対し、就労アセスメントを行ない、福祉的就労であっても一般就労であっても、その結果をもとに本人と一緒に就労先を選択していく事業が創設。B 型アセスメントを、就労を希望する全ての方々に対して行うイメージ。対象者は、段階的に拡大していくとのことだが、今まで行ってきた支援や流れが大きく変わってくる機関も多くなる。雇用促進法では、週 10 時間以上 20 時間未満の短時間労働を行なっている身体・知的・精神の重度の方を、0.5 カウントとして実雇用率に算定することも決定。雇用の質を高めることを目的に、企業が相談支援を充実させるなど、雇用管理を充実させた助成金を新設。

3 精神保健福祉法

医療保護入院の際、患者の家族の同意が必要だったところ、患者家族が同意・不同意の意思表示をせず、病状の悪化が見られる場合は、市町村長が同意できるようにする。またそのように入院された患者に対する訪問支援事業が新設。精神科病院・病棟での虐待防止に関する取り組みの強化。

4 難病の方に対する生活や就労に関する支援強化

今までは申請が行なわれた時から支給されていた助成金が、診断を受けた日にさかのぼって支給される場合があるなど、生活を支える仕組みが強化。マイナンバーとの連携を深めた登録者証の発行により、各種支援の利用促進につなげる。また、小児慢性特定疾病を抱える児童等自立支援事業の実態把握を進める取り組みを行ない、任意事業の拡大を図る。

5 医療・介護分野で進んでいるデータベース化

障がい・難病・小児慢性特定疾病でも進めていく。

6 障害福祉サービス事業所の指定などに関する仕組み

指定を行なう都道府県に対し、支給を行なう立場で、実態をより正確に把握できる市町村が、意見を伝えたりすることができる。

議 事 内 容

(2) グループワーク

講演の内容で気になる点・地域課題について、グループごとで検討。結果を記録シートにまとめ発表を行う。

○1 グループ

- ・ 障害者本人の特性に合った就労先・働き方の選択が出来るようにアセスメントを活用した支援に繋げていければよいと思う。
- ・ 就労選択支援と相談支援の違いが明確ではないので不安がある。
- ・ 一般就労については企業等の協力も不可欠。
- ・ 一般企業につながる様に作業レベルを上げるなどの工夫も行っているので、就労選択支援で一般就労につながればよいと思う。
- ・ 法改正に伴い良かった点は、一時利用で勤務時間・日数の増加が可能となること。
- ・ 就労選択支援について、就労移行との違いがよくわからない。
- ・ グループホームにおいて一人暮らしの移行後も相談等の支援を実施することとなっており、移行後の支援に係わる報酬について、今後どうなるのか注視したい。
- ・ 一般就労する生徒については、現在は実習を行い本人が合えば就労決定していたが、ハローワークで適正をみて企業とマッチアップするということで、学校と違う結果がでた場合の対応が懸念される。
- ・ 就労選択支援について、現在、A型については実習をして決定していたのが、就労選択支援のアセスメントを受けることで決定までに時間を要することになる。
- ・ B型はアセスメントを受けて支給決定を受けてから支給変更するという流れが変わっていくので、先に行き先を決めて就労選択支援を受けるのか、就労選択支援を受けて適正なところを考えて実習に行くのか、法改正後の進路支援については、公的な部分が入ってくるので、法令の順守等も含め色々な関係機関との連携が必要になってくるので。
- ・ 今後の国の動向を確認しながら、行政として協力できる部分を検討していきたい。

○2 グループ

- ・ B型利用者には自分の意見を言えない方がいるので、意見を吸い上げるためのアセスメントの方法に検討が必要だと感じている。
- ・ 具体的にわかりにくい。B型利用は自由に選択できるという記載があるがアセスメントの方法は？結果と希望が違った場合はどうするのか？
- ・ 学生は学校行事等もあり実施時期の内部調整が必要になるなど課題がある。
- ・ B型の体制について全体的にわかりやすく知りたい。
- ・ 法改正の内容を把握するのに時間が必要。短時間労働者が増えることで企業の負担が増えるのでは？との疑問も感じる。
- ・ 全体的にどうなっていくのか不透明に感じている。

○3 グループ

- ・ 法改正の難しさを感じる。利用者の選択肢が広がるのが良かったと思う。

議 事 内 容

- ・すべての人がアセスメント対象になることで進路指導の仕方が変わっていくのではと思う
- ・医療保護の見直しについて具体的に聞いてみたい。
- ・福祉サービス利用中に一般企業にチャレンジできる。企業と連携し就労を目指せるのがよい
- ・就労選択支援事業は利用者にとって新たな道が広がると思った。

○4 グループ

- ・A型事業所と一般就労の併用について知りたい。
- ・自分の事業所から一般就労へ行く人がほぼいないので影響はないように感じた。
- ・新しい制度を学びながら支援を行いたい。
- ・就労選択支援について、アセスメントを行うことで就労への恐怖感を感じる人いる。また、本人の希望とアセスメント結果が異なることも多く、実施に疑問を感じている。
- ・現状は就労アセスメント結果に対する拘束力はない。選択の幅が広がるものになると良い
- ・事業所によってアセスメントの方法に工夫をすべきと感じている。お互いに相談しながら進められると良い。
- ・B型希望者だけでなく、一般就労などの希望者もアセスメント対象者になるが実施方法について知りたい。
- ・障害と介護の統合についていつ・どうなるのか知りたい。

○意見として

- ・ハローワークではアセスメントを行うことは出来ないため委託を行うことになる。一般就労の可能性を探ることが目的。現在開発中のアセスメントシートは内容が難しい。質を落とさずにやっていく方法に向けて研修が必要だととらえている。
- ・意思表示の難しい方への対応や本人の思いと違う場合について、本人の意向を重視しすぎる事の無いように地域でアセスメントを行っていくのが良いと思う。今後は2週間から三か月ぐらいの期間を想定している。
- ・医療に関しては国連より精神障害者に対する指摘を受けての法改正となっている
- ・就労選択支援の実施までは2年程度かかることを予想している。
- ・わからないことは部会で持ち寄って話していき、地域で作りに上げていくのが良いと思われる。

4 閉会

以上